

埴町放課後児童クラブ 安全計画

1. 安全点検

(1) 施設・整備の安全点検（専用区画以外の場所についても定期的に使用する場合は実施を検討すること）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具	各教室・トイレ 遊戯室・廊下 駐車場・門扉周辺 施設庭・遊具

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル（指針）	R5年 9月 1日	随時	職員室
□ おやつ・食事	R5年 9月 1日	随時	職員室
□ 事業所外での活動	R5年 9月 1日	随時	職員室
□ 降雪（※必要に応じ策定）	R5年 9月 1日	随時	職員室
防災マニュアル（指針）	R5年 9月 1日	随時	職員室
緊急対応時マニュアル（指針）	R5年 9月 1日	随時	職員室
防犯（不審者対応時）マニュアル（指針）	R5年 9月 1日	随時	職員室
感染症対応マニュアル（指針）	R5年 9月 1日	随時	職員室

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育

	4～8月	9月～12月	1月～3月
1年生	施設の安全な使用に関する学習	暗くなった際の過ごし方の学習 防犯に関する学習	火器の危険性に関する学習
2・3年生	施設の安全な使用に関する学習	暗くなった際の過ごし方の学習 防犯に関する学習	火器の危険性に関する学習
4年生以上	下級生との接し方の学習	暗くなった際の過ごし方の学習 防犯に関する学習	火器の危険性に関する学習

(2) 保護者への周知・共有

	4～8月	9月～12月	1月～3月
保護者	安全計画や安全管理マニュアルをHP公開	安全計画や安全管理マニュアルをHP公開 活動内容等を広報やメールで周知	安全計画や安全管理マニュアルをHP公開 活動内容等を広報やメールで周知

3. 避難・訓練等

(1) 避難訓練等

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・ 取り組み 参加 予定者	避難訓練 (地震) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (火災) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (火災) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (火災) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (地震・火災) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	防犯訓練 (警察署通報) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・ 取り組み 参加 予定者	避難訓練 (火災) (消防署通報) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (火災) (消防署通報) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (火災) (消防署通報) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (火災) (消防署通報) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	避難訓練 (地震・火災) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員	防犯訓練 (警察署通報) 1～6年生までの児童 放課後児童支援員

(2) その他訓練

訓練内容	実施予定時期 (時期と回数を記載)	参加予定者
119番通報訓練	11月	1～6年生までの児童及び放課後児童支援員
緊急対応 (心肺蘇生法、気道内異物除去、SED・エビペンの使用等)	6月	1～6年生までの児童及び放課後児童支援員
不審者対応訓練 (110番通報訓練等)	9月	1～6年生までの児童及び放課後児童支援員
来所・帰宅時における非常時対応訓練	実施なし	
その他 (送迎バスにおける見落とし防止)	実施なし	

(3) 職員への訓練・講習

	4～8月	9月～12月	1月～3月
訓練・講習	AED救急救命講習	放課後児童支援員認定資格研修 県社協オンライン研修 放課後児童支援員初任研修	放課後児童支援員認定資格研修 放課後児童支援員中堅研修

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加用途にかかわらず記載する

教育委員会は年度初めに安全マニュアル等についての指導員の研修を行う。

4. 再発法施策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法）

事故を予防するために、過去のけがの記録を参考にして危険個所を把握する。ヒヤリハット事例を精査・検証し事故防止を図る。